

令和6年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運營業務に係る質問に対する回答

令和6年2月15日

番号	募集要領・仕様書 関連箇所	質問内容	回答
1	募集要領 第9(3)	課題等について明確に理解するため「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度推進委員会」の議事録等の確認は可能か。可能であれば、どのように確認できるか。	議事録は公開していないため、以下に令和5年度の推進委員会が出された主な意見を掲載します。 ・プレミアム認証もいいが、まずは取り組みの進んでいない事業所の底上げではないか。 ・認証を取っていても離職の多い事業所はある。実態が分かるよう、離職者数などを出す方がよいのではないか。 ・前年度の採用者数、退職者数は介護サービスの情報公表システムで公表されている。他県では介護報酬の加算状況を使っている例がある。 ・外国人材の受入体制なども今後重視されてくるのではないか。
2	仕様書 4	宣言は2年で失効としているが、失効後「再宣言」は可能か。	失効から1年経過後に可能とすることを実施要綱で定める予定です。
3	仕様書 4	新制度で令和6年度末までに認証を取得しない場合、宣言は失効するとあるが、この場合、約400事業所に対する「失効通知」のようなものの送付はあるか。	参考に掲載した「制度改正概要」の「経過措置」中、2年以内であることから「令和6年度末まで」を「令和7年度末まで」に訂正します。従前の宣言事業所・第1段階認証事業所が令和7年度末までに認証を取得しない場合、宣言登録取消通知を送付しますが、これは令和8年度の業務です。
4	仕様書 4(1)イ	<ul style="list-style-type: none"> 未宣言の県内介護サービス事業所への周知は、事業所単位で行うのか、法人単位で行うのか。また、その送付先情報（住所、電話番号、メールアドレス）は提供されるのか。 従前からの宣言事業所（510事業所）及び認証事業所（78事業所）について、連絡先情報（担当者、住所、電話番号、メールアドレス）は提供されるのか。 	未宣言の事業所、従前からの宣言事業所・認証事業所いずれも、周知は事業所単位で、郵送により行います（同一拠点に複数の事業所があるときは、まとめて1通の送付でも構いません）。送付先情報として、事業所名、住所及び電話番号を提供します。

5	仕様書 4 (1) イ	経過措置及び新制度の事業所向け案内は、県からの文書として作成してよいか。	作成して構いませんが、公文書ではなくチラシの作成を想定しています。
6	仕様書 4 (1) イ	「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱」「運営要領」をはじめとする関係する各種規程類の改正は県が行うのか。	県が行います。
7	仕様書 4 (1) イ	今回の制度改定は、何月何日付けで行われる予定か。「経過措置についての周知」とあるが、制度改定が行われること自体の広報は、一定程度県で行うのか。県としての新制度の広報の予定は。	令和6年4月1日付けで行う予定です。 制度改定については県ホームページに掲載するとともに、市町村にメールによる管内事業所への周知を依頼します。
8	仕様書 4 (1) ロ	従前の第2段階認証事業所の更新は確認調査を行うか。	行います。
9	仕様書 4 (1) ロ	同一法人で複数の事業所（同一拠点の特養と短期入所など）の場合でも、宣言～認証申請～認証は、別々に扱われるのか。別々に扱う場合、確認調査等も別々に行うのか。	同一拠点で同種のサービス（区分は実施要綱別表第3のとおり）を併せて行っている場合は1事業所として扱います。従って、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と短期入所生活介護の場合は1事業所として扱います。 同一拠点で別種のサービスを行っている場合は別々に扱いますが、宣言・認証申請をまとめて行えるようにするなど、事業所側の事務は可能な限り簡略化します。確認調査は、複数事業所で共通する項目であれば2件目以降は確認を省略できます。
10	仕様書 4 (1) ハ	「認証項目達成状況の一覧」とは、(1)ロにある「書類審査・確認調査」の結果とは別に、宣言・認証事業所すべてについて作成するという事か。また、事業所に作成していただくことを想定しているか、それとも事務局での作成を想定しているか。	想定している一覧の形式を、本PDFの5ページ目に例示します。書類審査・確認調査の結果の概要版であり、認証事業所すべてについて、事務局が作成します。

11	仕様書 4 (1) ハ	現在、既に当該ホームページが存在しているが、そのホームページを継続して受託事業者へ移管、管理運用するようになるのか。または受託者が新たにホームページを作成するのか。	<p>認証制度刷新に伴い、現行ホームページ (https://www.miyagi-kaigojin.zai.jp/) は廃止予定です。</p> <p>基本的には、受託者が Excel で作成した一覧を、県が県公式ホームページ内 (制度紹介ページ https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/ninsyouhouyouka.html 又は新規ページ) に掲載することを想定しています。</p> <p>なお、本業務での新たなホームページの開設はできません (委託業務終了後の廃止ドメイン悪用を防ぐ観点から、県公式ホームページ外での新規開設は行わないこととします)。</p>
12	仕様書 4 (1) ハ	既存のホームページは「その他の支援メニューや認証取得のインセンティブ」だけの掲載で他は閉鎖か。	<p>「既存のホームページに掲載する提案は、(2) ハで提案すること」とあるのは、次の場合を想定したものです。いずれの場合も、それ自身が(2) ハの「その他効果的な取り組み」に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行ホームページは廃止予定ですが、現在の受託者が企画提案する場合、現行ホームページを活用した提案は可能です。このとき、「その他の支援メニューや認証取得のインセンティブ」以外のページを閉鎖する必要はありません。 ・企画提案者が既に保有するドメイン (自社ホームページ等に使用しており、将来も管理することが確実と認められるもの) を使用して本業務のページを作成することは可能です。
13	仕様書 4 (1) ハ	新制度の内容公表や各申請方法、作るとして Web 申請ページ等は県公式ホームページでの公開か。その場合の受託者側の業務はどのような内容か。	<p>県公式ホームページ内には、新制度の内容、申請方法、宣言・認証事業所の一覧、及び関係規程を掲載する予定で、Web 申請ページは作成しません。申請は事務局が管理するメールアドレスで受け付けることを想定していますが、その他の方法で受け付ける提案も可能です。</p>

14	仕様書 4 (2)	「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度 改正概要」から、令和6年度については「現行」ではなく「改正後」が適用されると解釈しているが、「令和6年度内に20事業所以上が認証を取得することを目標に、以下を実施すること。」の「認証」とは、改正後の認証か。	お見込みのとおり、改正後の認証です。
15	その他	「宮城県介護人材確保協議会」及び「みやぎ介護人材を育む宣言認証制度推進委員会」は新制度とどのような関わりになるか。	宮城県介護人材確保協議会には、会議の場で県から本業務の実績を報告し、意見があったときは受託者に共有します。みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度推進委員会は廃止します。

質問 10 関係

宣言・認証事業所の一覧

番号	事業所名	サービス種別	法人名	住所	認証	有効期間
1	特別養護老人ホームA	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	社会福祉法人A	〇〇市〇〇……	○	R7年度末
2	デイサービスB	通所介護	社会福祉法人A	〇〇市〇〇……	○	R7年度末
3	デイサービスC	通所介護	株式会社C	〇〇町〇〇……		R7年度末
4	グループホームD	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人D	〇〇町〇〇……	○	R7年度末
5	ヘルパーステーションE	訪問介護	医療法人社団E	〇〇市〇〇……		R7年度末
⋮						

認証事業所の概要及び認証項目達成状況の一覧

番号	事業所名	概要				
		サービス種別	法人名	住所	直近3年平均 入職者数※	直近3年平均 定着率※
1	特別養護老人ホームA	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	社会福祉法人A	〇〇市〇〇……	○人	〇.〇%
2	デイサービスB	通所介護	社会福祉法人A	〇〇市〇〇……	○人	〇.〇%
3	グループホームD	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人D	〇〇町〇〇……	○人	〇.〇%
⋮						

一覧の続き

番号	認証項目達成状況																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
⋮																					